

誓 約 書

1. 保険料を納付期限までに納付しないときは、資格喪失の処理をされても意義ありません。
※ 納付期限とは…… 毎月その月の10日。ただし、10日が日曜日及び祝祭日のときは、翌日の11日。
また、10日が土曜日のときは、翌々日の12日となります。
2. 再就職等により健康保険の資格を新たに取得したときは、ただちに連絡します。
3. 任意継続期間満了及び上記により資格喪失したときは、ただちに被保険者証を返納します。
4. 住所・氏名等変更したときは、ただちに連絡します。

上記の事項を誓約します。

令和 年 月 日

大阪ニッパ健康保険組合理事長 殿

〒
申請者の住所 _____

氏 名 _____ (印)